

大切なわが家を守るため、考えてみませんか？ 住宅の「地震対策」

市では、地震に対する安全向上のため、以下の工事を実施する人に対して、費用負担を軽減するために補助金を交付します。

1. 既存木造住宅耐震診断無料診断（一般診断法）

〈要申込〉

対象となる住宅＝昭和56年以前に着工された2階建て以下の木造の一戸建て住宅・長屋・共同住宅であり、250㎡以下

募集件数＝10件（申請書類が全てそろっている人で、先着順）

申込期間＝6月1日（水）～令和5年1月27日（金）（土・日曜、祝日と年末年始を除く）

2. 既存木造住宅耐震改修工事補助金

〈要申込〉

対象となる住宅＝昭和56年5月31日以前に着工された3階建て以下の木造の一戸建て住宅・長屋・共同住宅であり、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であると診断された住宅で、改修計画ができているもの

募集件数＝3件（申請書類が全てそろっている人で、先着順）

補助金額＝耐震改修工事の工事費用の3分の1（補助限度額は50万円）

申込期間＝6月1日（水）～11月30日（水）（土・日曜、祝日と年末年始を除く）

工事期間＝補助金の交付決定日以降に契約・着手～12月末日までに完了

3. 耐震シェルター設置工事補助金

〈要申込〉

対象となる住宅＝昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅・個人住宅であり、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であるとされた住宅

募集件数＝1件（申請書類が全てそろっている人で、先着順）

補助金額＝耐震シェルター設置工事の工事費用の2分の1（補助限度額は15万円）

申込期間＝6月1日（水）～11月30日（水）（土・日曜、祝日と年末年始を除く）

工事期間＝補助金の交付決定日以降に契約・着手～12月末日までに完了

4. ブロック塀等撤去工事補助金

〈要申込〉

補助対象となるブロック塀等＝次のいずれにも該当する市内に設置されたもの

- ・道路等の、路面又は地表面からブロック塀等の上端部までの高さが80cm以上のもの。
- ・道路等に面しているものまたはブロック塀等の高さが、ブロック塀等と道路境界までの水平距離より高いもの。
- ・ブロック塀等点検表（市ホームページよりダウンロードまたは窓口にて配布）のうち、不適合項目が一つ以上あるもの。
- ・同一敷地内において過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

※道路等とは、建築基準法第42条に規定する道路もしくは学校が定める通学路。

募集件数＝5件（申請書類が全てそろっている人で、先着順）

補助金額＝以下のいずれか少ない額の2分の1（補助限度額は15万円）

「工事業者の見積額」または、「撤去する補助対象ブロック塀等の見付面積1㎡当たり1万円」

申込期間＝6月1日（水）～11月30日（水）（土・日曜、祝日と年末年始を除く）

工事期間＝補助金の交付決定日以降に契約・着手～12月末日までに完了

住宅相談窓口

住宅等の耐震化対策や高齢者のバリアフリー対策の推進、悪質リフォーム業者等によるトラブルの防止をすすめるため、無料相談窓口を開設します。

相談内容＝住まいの新築・改修・耐震化・バリアフリー等に関する相談や、その他住まいに関する法律・制度等についての相談

相談日時＝毎月第3水曜13時30分から 市役所内の会議室にて30分程度（4・5月、来年3月を除く）

募集件数＝毎月5件 対象＝市内に居住の人か、市内に土地か家屋を有する人

申込＝開催月の第1水曜～第2水曜（土・日曜、祝日を除く）

【共通事項】

申込＝上記の申込期間の9時～17時に必要書類と印鑑を持って、3階 入札検査課 施設整備室へ提出

必要書類＝市ホームページからダウンロードするか、3階 入札検査課 施設整備室でも配布します

詳細・問合せ＝3階 入札検査課 施設整備室（内線646・647）

※市の事業を騙る無料耐震診断の営業訪問にご注意ください。